

「まとめて安心定期預金」規定

「まとめて安心定期預金」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定により取り扱います。

1. お申込み対象

遺言サポートサービスまたは民事信託サポートサービスをご利用いただいた個人の方（個人事業主の方を含みます）に限定させていただきます。

※民事信託サポートサービスをご利用いただいた個人の方とは、当行で信託口座を保有されている委託者、受託者を指します。

2. お預入れの金額等

「この預金」のお預入れ金額は、以下の通りとします。

1 預金者あたり 300 万円以上 5 億円以内かつ 1 口あたり 300 万円以上とし、1 円単位でお預入れいただけます。

※『当行グループ会社を除く他金融機関からの預け替え資金』が対象となります。

※『当行グループ会社を除く他金融機関からの預け替え資金』とは、受付日を基準とし、過去 3 か月以内に他金融機関（当行グループ会社除く）から預け替えまたは払出しをした資金を対象とします。なお、現金や小切手の入金による預け替えの場合は、入金が確認できる当行通帳やスマホ画面の提示などと併せて、他金融機関の通帳等で払出日、払出金額の確認が必要です。また、現金持込の場合は、他金融機関の通帳やスマホ画面等による払出日、払出金額の確認が必要となります。

3. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間は 3 年または 5 年です。

4. お預入れ利率

「この預金」のお預入れ利率は、以下の通りとします。

3 年：スーパー定期 300 の 3 年ものの店頭表示利率に年 0.85 % を上乗せした金利を適用します。

自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期 300」、「自由金利型定期預金」の店頭表示利率とします。

5 年：スーパー定期 300 の 5 年ものの店頭表示利率に年 0.90 % を上乗せした金利を適用します。

自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期 300」、「自由金利型定期預金」の店頭表示利率とします。

5. 自動継続

(1) 「この預金」は、通帳記載の満期日に金額に応じて前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。利息受取型（単利型）については、自動継続後の新元金が 1,000 万円以上となる場合は、同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に切替えてお預りいたします。

(2) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、「この預金」は満期日以後にお支払いします。

6. 譲渡、質入れの禁止

(1) 「この預金」、および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものとして認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. 規定の変更

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 第二項による変更は公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

8. その他

この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1 預金者あたり元本合計 1,000 万円までとその利息が保護されます。

以 上